

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリパワー佐沼店・ケーズデンキ佐沼店
登米市南方町新丸ノ内49番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右
名取市上余田字千刈田308番地
- 3 市町村の意見の概要
 - （1） 混雑が予想されるときは周辺交差点に交通誘導員を配置するなど、渋滞対策と歩行者の交通安全対策を徹底すること。
 - （2） 朝夕の通勤等に影響しないよう、店舗関係車両、特に商材搬入出に使用する大型車両の出入については時間帯等を考慮すること。
 - （3） 歩行者が周辺店舗間の市道または県道を横断し往来することが予想されるので必要な交通安全対策を講じること。
 - （4） 車上荒らし、万引き、その他犯罪防止の徹底を図るため、防犯パトロールの強化に努めること。
 - （5） 大規模小売店が立地されると、申請地周辺住民の住環境は一変すると考えられる。よって、騒音、振動、光害及び廃棄物対策等の公害防止措置について、近隣住民に十分に説明し、理解を得た上で本事業を適切に行うこと。また、近接住民から意見が寄せられた場合は、速やかに対応すること。
 - （6） 廃棄物については、廃棄物処理法の定める事業者の責務を遵守した適正な廃棄物処理とともに、各種リサイクル法の趣旨に則り資源リサイクルの推進に努めること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

6 縦覧期間

平成28年10月28日から平成28年11月28日まで（ただし，閉庁日を除く。）